

14年8月29日。発端から公表までの約2年間、国及び電力事業者は、このことを一般公表はおろか地元自治体にも伝えていませんでした。このGE案件29件のうち柏崎刈羽原子力発電所では4件が該当しました（表1）。原子力安

全・保安院は、疑惑の指摘された全案件を調査し、不正行為の程度に応じて、法律違反のAランクから問題の無かったDランクまで4つに分類して評価して

表1 GE案件（29件）の内訳

サイト	合計	ランク			
		A	B	C	D
福島第一	18	5	3	3	7
福島第二	7	1	2	1	3
柏崎刈羽	4	0	0	1	3

- A：技術基準適合義務等を遵守していない可能性がある
 B：通達等に基づく国への報告を怠ったり、事実に反する報告を行った可能性がある
 C：自主保安のあり方として適切とは言えない
 D：問題点は見出せなかった

GE案件公表に続き、9月20日には、原子炉再循環系配管のひび割れ未報告が発覚し、柏崎刈羽原子力発電所では1、2号機が該当しました。更に同月25日には東京電力福島第一原子力発電所において、定期検査の1つである原子炉格納容器漏えい率検査での不正疑惑が発覚しました。この疑惑に対し、東京電力は、社外調査団を結成し事実確認に当たり、平成3年及び4年にこの検査において不正な操作が行われていたことがわかりました。この調査結果を受け、原子力安全・保安院は福島第一原子力発電所1号機の1年間の運転停止を命令しました（平成14年11月29日）。なお、調査によれば同様の不正操作が他の時期、他の発電所で行われた事実はないことが確認されていますが、問題の重大さ、悪質さから

います。柏崎刈羽原子力発電所では、法律や大臣通達に基づく国への報告義務に違反していた案件（A、Bランク）はなく、事業者の自主保安上対応が不適切であつたとされたものが1件、その他は特に問題が無かつたと評価されました。

2・地元自治体の対応

GE案件が発覚したことを受け、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長は平成14年9月3日に平

沿経済産業大臣及び東京電力に對し「安全管理に関する緊急要請」（＊）を行いました。また、柏崎刈羽原子力発電所3号機で計画されていたプルサーマルに関する事前了解の取り消しを決 定しました（9月12日）。

さらに、福島第一原子力発電所1号機で発覚した漏えい率検査の不正を受け、新潟県知事は「安全と信頼確保に関する要請」（＊）を平沼経済産業大臣及び東京電力に対し行いました。同様の要請を12月17日に柏崎市長、刈羽村長も行いました。
 （＊）詳細は新潟県のwebページで確認することができます。
<http://www.pref.niigata.jp/atom/>



バルブの封印状況



シュラウド点検状況確認

立入調査等の実施

県、柏崎市、刈羽村は、シュラウドや再循環系配管の点検状況、原子炉格納容器漏えい率検査などを直接確認するため、本年4月末までに約30回にわたり立入調査や点検状況確認を行っています（確認の様子は写真のとおりです）。